

集会所建替え準備委員会規約

B 地区藤沢および B 地区茅ヶ崎集会所における建替えへの関心が高まっていることに鑑み、建替え等による改善の必要性、建替え構想や修繕・改修との比較による建替えの必要性の検討を行うため、B 地区藤沢および B 地区茅ヶ崎自治会内に集会所建替え準備委員会(以下、「準備委員会」と称す)を、次のとおり設置する。

第1条(目的)

準備委員会は、建替えの構想や修繕・改修との比較による建替えの必要性に関する検討を行い、自治会に対して建替えの必要性に関する提案および関連する合意形成に係る活動を行うことを目的とする。

第2条(基本姿勢)

準備委員会は、建替え等の改善の必要性、建替え構想や修繕・改善との比較等に関する検討について、自治会会員の理解と協力の下に推進する。

第3条(構成)

- 1 準備委員会の委員は、自治会会員をもって構成することとし、自治会総会または準備委員会で選任する。
- 2 委員長1名を委員の互選により選任する。
- 3 委員の任期は、準備委員会の解散までとする。ただし、やむを得ない事情による辞任を妨げない。

第4条(権限)

- 1 準備委員会は、次の事項を行うものとする。
 - 一 建替え等の改善の必要性についての調査・検討に関する事項
 - 二 建替えと修繕・改修との比較検討に関する事項
 - 三 建替え構想等の検討に関する事項
 - 四 勉強会・意見交換会など自治会会員の合意形成の促進に関する事項
 - 五 専門家の選定準備に関する事項
 - 六 関係地方公共団体等との協議に関する事項
 - 七 建替えの必要性・建替え構想の提案に関する事項
 - 八 その他、準備委員会の活動目的の遂行に係る事項
- 2 準備委員会は、建替え等に関する議題を自治会総会に提案することができる。

第5条(準備委員会の招集および議決)

- 1 準備委員会は委員長が招集する。
- 2 準備委員会は過半数の出席をもって成立とし、過半数の賛成をもって議決する。

第6条(自治会への報告義務等)

- 1 準備委員会は、自治会に対して、次の事項についての検討成果を適宜報告する。
 - 一 建替え等による改善の必要性に関する事項
 - 二 建替えと修繕・改修との比較に関する事項
 - 三 建替え構想に関する事項
- 2 準備委員会は、その運営にあたり、自治会に対して次の事項について報告し、自治会役員会の議決を求めなければならない。
 - 一 専門家への業務委託に関する事項
 - 二 その他、準備委員会の活動の実施に係る重要事項
- 3 準備委員会は、その運営にあたり、自治会に対して次の事項について適宜報告する。
 - 一 事業報告・会計報告等に関する事項
 - 二 その他、準備委員会の運営に係る重要事項

第7条(会計)

準備委員会の経費は、自治会役員会に予算を申請し、総会の議決を経て、自治会予算から支出することができる。

第8条(解散)

準備委員会は、第1条の目的を達成した時点で解散する。

第9条(補則)

この規約に規定するもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、準備委員会で別に定める。

附則 この規約は、両自治会の総会で承認され 2023 年 4 月 1 日から施行する。